



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

令和元年5月1日
第263号

発行責任者 支部長 荒川 章 三
編集責任者 副支部長 小林 正 俊
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



相川鯉のぼり(垂井町)

私のつぶやき MONOLOGUE

上海旅行記

確定申告明けに家族で上海旅行にいきました。一番の目的は上海ディズニーランドでした。2016年にオープンしたばかりで、世界最大級の広さを誇り、様々なところで最新の技術が用いられていました。例えば、チケットやファストパスは、スマホと連動しており、わざわざファストパスを取りに行く必要もありません。また、東京ディズニーランドでもお馴染みのアトラクションのカリブの海賊においては、最新の4D技術が駆使されており、全く別のアトラクションと言っても過言ではありませんでした。他にも、最新アトラクションが数々あり、35年程前に初めて東京ディズニーランドに行った少年の時の興奮を彷彿させられました。

上海の街に至っては、とにかく人が多く、100階クラスの超高層ビルが乱立しているエリアや、古い町並みが残っているエリアが狭い範囲内にあり、なかなか見応え

がありましたが、安全性に強い配慮が伺えました。空港や、ディズニーランドはもちろんのこと、地下鉄に乗るのにも、改札口で毎回手荷物検査場を通過しなければなりませんし、街には至るところに監視カメラが設置してありました。

もう一つ、驚いたことは、現金が使えるところが、かなり限定されていることでした。スマートフォンによる電子決済が主流で、自動販売機だけに留まらず、街の露店や、屋台に至るまで、QRコードが掲げられていたことが印象的でした。偽札対策として、政府が電子決済を推進しているようですが、露店で電子決済している様子は、違和感のある光景でした。

セントレアから直行便で3時間弱とアツという間に行き来でき、新しいものと、古いものが交錯している刺激的な上海でした。

(森 宏之)

4月の研修会

(平成31年4月12日(金)開催)

中小企業の組織再編成の 実務ポイント (合併・分割を中心として)

講師: 税理士・公認会計士 長谷川 敏也 氏



I. 組織再編成に係る課税関係

1. 法人の課税関係

- (1) 原則 (非適格組織再編成 (以下、非適格))
移転資産及び移転負債の譲渡損益について課税される。
- (2) 例外 (適格組織再編成 (以下、適格))
移転資産及び移転負債の譲渡損益について課税を繰り延べる。

2. 株主の課税関係

- (1) 原則 (非適格)
株式の譲渡損益について課税される。
- (2) 例外 (適格)
株式の譲渡損益について課税を繰り延べる。

II. 合併及び分割型分割の適格要件

1. 完全支配関係 (一の者が100%保有) がある場合
対価要件を満たすことにより適格となる。
2. 支配関係 (一の者が50%超100%未満保有) がある場合

対価要件に加え、主要資産負債移転要件・従業者引継要件・事業継続要件を満たすことにより適格となる。従業者引継要件については、人数の要件さえ満たせばよく、主要な事業に就かせる必要はない。事業継続要件については、例えば被合併法人の事業が合併法人に対する不動産賃貸である場合は、合併により賃貸借関係が消滅するため、要件を満たさないこととなる。

3. 持分割合が50%以下の場合

対価要件・事業関連性要件・事業規模類似要件又は特定役員継続要件・主要資産負債移転要件・従業者引継要件・事業継続要件を満たすことにより適格となる。

III. 合併比率

1. 算定のタイミング

合併比率に基づく被合併法人の株主に交付する株式数は、合併契約書に記載する必要がある (会社法749)。そのため、合併比率の算定は、合併契約書の締結前に完了しておく必要がある。

2. 合併比率に関するリスク

合併比率の算定に疑義を表明する株主から合併無効の訴えが提起される可能性や、認定贈与の問題が生じる可能性がある。

3. 合併比率の算定方法

資本関係のない第三者同士の会社の場合には、純資産価値、収益還元価値、市場価値等の指標を用いて算定する方法が一般的であるが、同族会社等の合併では法人税基本通達における株式の評価の方法を用いて算定する場合が少なくない。

IV. 分割型分割と分社型分割の整理

1. 分割型分割

分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産の全てが分割の日において分割法人の株主に交付される場合の分割をいう。会社法では、分割型分割は分社型分割と剰余金の配当等の組み合わせとして整理されている (会社法758八)。

2. 分社型分割

分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産が分割の日において分割法人の株主に交付されない場合の分割をいう。

V. 合併の場合の税務上の受入処理

1. 非適格合併

移転資産及び移転負債を時価で受け入れる。

2. 適格合併

移転資産及び移転負債を被合併法人の簿価で受け入れる。
増加する資本金等の額は、被合併法人の資本金等の額から抱合株式の帳簿価額を減算した金額となる。利益積立金額は、被合併法人の利益積立金額を引き継ぐ。

VI. 未処理欠損金額の引継

1. 支配関係 (株式保有割合が50%超の関係) がある場合の適格合併

次のいずれかに該当する適格合併については、未処

理欠損金額の引継は制限されない。

- (1) みなし共同事業要件を満たしている場合
- (2) 適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日から継続して支配関係がある場合
- (3) 適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日以後に被合併法人又は合併法人が設立された場合には、その設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合

2. 共同事業を行うための適格合併

引継は制限されない。

3. 引継が制限される未処理欠損金額

- (1) 支配関係事業年度前に生じた未処理欠損金額
 - (2) 支配関係事業年度以後に生じた未処理欠損金額のうち、特定資産譲渡等損失額に相当する金額
- ただし、支配関係事業年度以後の各事業年度における営業活動から生じた被合併法人の未処理欠損金額については引継が認められる。

Ⅶ. 消費税の取り扱い

1. 合併及び分割による資産負債の移転に係る課税関係
包括承継であるため、法人税法上の適格・非適格にかかわらず、消費税の課税対象とはならない。

2. 納税義務の判定

(1) 合併の場合

合併事業年度については、合併法人又は合併法人の基準期間に対応する被合併法人の課税売上高のいずれかが1,000万円を超えるときは納税義務が免除されない。

合併事業年度の翌事業年度及び翌々事業年度については、合併法人及び合併法人の基準期間に対応する被合併法人の課税売上高を合算して判定する。

(2) 新設分割の場合

新設分割子法人の納税義務の判定については、新設分割子法人の基準期間に対応する新設分割親法人の課税売上高を加味して判定する。

Ⅷ. 不動産取得税の取り扱い

1. 合併の場合

非課税とされている。

2. 分割型分割又は分社型分割の場合

主要資産等引継要件・事業継続要件・従業者引継要件を満たし、分割交付金等の交付がなく、非按分型分割でない場合には非課税とされている(地法73の7二、地令37の14)。

中小企業の組織再編成について、短い時間で分かりやすく説明していただきました。

(研修部 木下晃良)



昭和9班

長谷川 賢哉

昭和支部の皆様、はじめまして。私、長谷川賢哉と申します。平成31年1月1日に独立開業し、名古屋中村支部から転入して参りました。

私は名古屋市立大学を10年前に卒業したのですが、先日、支部異動の手続きのため昭和支部に伺った際に、久しぶりに桜山の街並みを歩きました。学生時代には、まさか自分が税理士になるとは、そして4年間全く縁の無かった大学の隣の税務署に仕事としてお世話になる日が来るとは思ってもみませんでした。この度、人として多少なり成長して、この場所に戻って来られたというのはとても感慨深く思いました。いくつか新しいお店が出来ていたりしていましたので、また支部に伺った際には寄ってみようと思います。

これといった趣味は無いのですが、敢えて挙げるのであればお酒を飲むことです。前職は職場が名古屋駅でしたので、仕事後は名古屋駅～栄あたりで飲みに行くのが楽しみでした。昭和区はまだ未開拓なので、八事周辺で素敵なお店を開拓していきたいと思っています。オススメのお店があれば是非教えていただければ幸いです。

独立開業して、現在2か月経つ所です。全てを自分でこなさなければならないという責任の大きさをじわじわと感じています。特に、いかに早く新しい情報を収集し、利用できるかという点について大きな課題だと思っています。支部研修等で日々情報のアップデートを心がけていきます。昭和支部の皆様、これからお世話になります。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

NEWCOMER

私が新人です



瑞穂2班

杉浦 唯斗

昭和支部の皆様はじめまして。

平成28年5月に東海税理士会にて税理士登録をさせていただき、このたび平成31年1月に昭和支部へ転入して参りました、杉浦唯斗と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は大学在学中に授業の中で税理士という職業に興味を持ち、目指すことを決意しました。当初、簡単に考えていた試験でしたが働きながらこれ10年はかかりました。実質は最後の3年。当時お付き合いしていた女性（今の奥さん）との結婚で義理のお父様から「最低でも資格を持っていなければ挨拶は受けない。」とのこと。その3年間は気持ちの入り具合が違いました。そのおかげかわかりませんがラスト3年で受験生は終わりました。

そして社会人となって、仕事を始めた頃はまだ世の中の右も左もわからない若輩者がいきなり会社の社長と話す事にとても緊張し、さらに知識もないため話もできなかった自分の不甲斐なさが今でも記憶に残っています。

そこで、この仕事は試験勉強が終わったらゴールではなくスタートであることを痛感しました。また、知識の提供以上に人と人との関係による信頼関係の重要性を知りました。

最初は全く相手にしてもらえなかった社長にも、6年かけてようやく名前を覚えてもらい社長の個人的な相談を受けることが出来るようになりました。

今後、AIなど税理士業務に多大に影響を与えるような時代がすぐそこまで来ています。今以上にお客様に寄り添って日々の勉強による知識の提供及び人間としての成長をしていきたいと思えます。

昭和支部の皆様、大変若輩者ではありますが、日々謙虚な気持ちを忘れずに努力を続けていきたいと思えます。

今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。



昭和9班

鈴木 恵

2019年1月に税理士登録しました鈴木恵です。大手監査法人で約11年、公認会計士として会計監査業務に携わりました。金融機関、メーカー、サービス業、学校法人、外部包括監査など民間、行政問わず幅広い業種で監査経験を積み、その後2年間の休養期間を経て、昨年夏に個人の会計事務所として独立しました。これからは、今までの経験も活かしつつ、やってみたかった事にも挑戦しようと思っています。

これまで多くの方々の助けを頂きここまで成長することができましたので、出会いを大切に、支える側にもなれるよう精進して行きたいと思っています。一番大切にしていることは、仕事でも、プライベートでも何かを判断する時、人として正しい行動か、ということです。士業である前に、人として相手に何ができるか、相手が必要としていることは何か、を大事にしています。

また余暇にはアルトサックスを吹いてリフレッシュしています。奥の深い楽器で良い音を出すには練習あるのみですが、吹いている時間はとても楽しく、演奏できる曲を少しずつ増やして、還暦の際には友人を招いてミニコンサートを開くことが目標です。

社会人になってから、大きな病気を2度経験しました。その体験から家族や友人の大切さ、健康のありがたさを強く感じ、生活スタイルや人生のあり方を考える機会が増え、1日1日を大事に過ごしています。これからも勉強を怠らず、人の繋がりを大切に、少しでも多くの経験を積んで悔いのない人生にしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

租税教室奮闘記



津田 亜希

今の子供たちにとっては情報を知るためのツールも充実し、税理士という仕事について知っているという子供たちも増えています。私が小中学生の頃の情報を得るツールは新聞やニュースなどで、租税教室という課外学習はありませんでした。税理士という職業についても恥ずかしながら高校生になるまで知りもしませんでした。そんな私が税理士となり、租税教室を始めて今回で3年目になります。社会科の授業で納税が国民の三大義務の1つだとか、国庫だとか地方交付税だとかいった話があったことは微かに記憶していますが、申告方法、詳細な税目などについては教わった記憶はありません。記憶にないのは私が社会科の授業が苦手だったからだろうか？兎にも角にも、なるほど！とか、必要だとか、社会情勢やニュースに興味を持つなどといった感覚は全くありませんでした。しかし、今では、なるべく早いうちから色々なことに興味を持っていると、何をするにも幅が広がるなあと思う場面が少なくありません。

そんな私が心掛けている租税教室は、40分～50分、丸々集中してもらうことは難しいけれど、その一部分でいいので、そこから何かを感じたり、物事を考えたりするきっかけにってもらうということです。それは税金のことでなくてもいいと思っています。友達とのかかわり方、青春を謳歌する方法、おいしいものを食べて暮らすにはどうしたらいいのか、などなど…。これらのヒントを見つけてもらうために授業には緩急をつけているつもり

です。クイズなどで盛り上がる場所はトコトン盛り上がり、そのクイズで得た知識をベースに話す税金の使い道や使い道を決める方法などは権利や義務の話を中心に、児童や学生の日常生活や人生、人間関係に例えて話すことで真剣に伝えます。子供達は素直なのでこちらが楽天的に冗談を交えて話せば騒がしくなります。しかし、静かに真剣に話せば同じように静かに耳を傾けてくれます。そんな授業に対して意外にも好評をくださるのは社会科の先生方です。「政治や憲法と権利義務、税金はこんな風に結びつきがあり、こんな教え方があるのですね。」と。でもやはり一番うれしいのは、授業の後にそばに寄ってきて自発的に感想を言ってくれる子供達です。その時に“感じてくれたんだ”と、やってよかったなど、そして来年もやらせていただきたいと思えます。

教員免許を持たない税理士が、一授業を受け持つことについては賛否両論あると思いますが、教員免許を持たない素人だからこそ見えるものだったり、子供達との距離感だったり、伝えられることもあるのかなあと個人的には思っています。租税教育推進委員会でご尽力されている先生方がおり、租税教室が行える環境があり、私の時間が許す限り、税理士という立場で使える権利を存分に行使し、租税教室という場で非力ながらも税理士としての義務を果たしていきたいと思っています。



RECOMMENDATION 〡 私のおススメ

禪語百選 稲垣 次郎

古くは、床の間というのは、仏像をお祀りし、香、花、灯を供えて、礼拝したところでした。後になると、仏像のかわりに仏語、あるいは観て心が泰然、壮快になるような絵画などもかけられるようになってきました。山水画などがそうです。そうなるとう灯は必要なくなって、かわりに香炉が置かれ、花だけが飾られるようになります。それが現在の床の間です。

とくに茶道では床の間が重視され、茶席では必ず仏語、なかでも多くは禅門の言葉がかけられます。千利休が大徳寺の古溪和尚について修行され、茶即禅、禅即茶の茶道を大成し、茶道の精神的基盤を禅に置いたことから、禅門の墨蹟をかけるようになったのです。今日ではどなたが書かれたものでも墨蹟と呼ぶようですが、本来は禅僧が書いたものだけを墨蹟と呼びます。

ところで、最近では近代的な洋風建築が増えてきて、床の間がある住まいが少なくなりつつあります。

かつて、その家の主は、時節に応じて自己の好む祖師、高德の師の書を床の間に掛けて、随時それに対座して自己の修養、生活の指針にしていたのです。床の間は、日本人の背骨でありバック・ボーンでありました。子供のころ、床の間の部屋で暴れたりしますと、叱られたものです。

そういう、大切な神聖な場所が床の間です。外国の住宅には、このような空間は見当たらないようです。日本人だけが生み出した静寂な空間だといえましょう。その床の間が今日の新しい住宅にはなくなってきているということは、日本人が精神の背骨をうしないつつあるということなので

しょうか。

床の間のある家でも、たとえばお日様に鶴が飛んでいるような絵を一年中かけっぱなしにしたままで、その前にテレビが置いてあるという調子です。いうならば、日本人の拠り所はテレビになってしまっているのです。

そうはいっても、床の間の存在は依然として貴重なものです。とくに茶席では、他にいろいろな道具がありますが、まず第一に床の間の軸物を最上のものにすると言われていました。

そういうことで、我々の先人が遺してくれたこの伝統文化を、ここで顧みる必要があると思うのです。しかし、床の間にかけられる言葉はそのほとんどが漢文で、一般にはなかなか読みづらく、読めても意味を受け取り難い場合が多いのです。せっかく立派な方が書かれた墨蹟があっても、往々にして宝の持ち腐れになっています。そしてまた、書かれている内容から何を学んでいくというよりも、それが、骨董的な「お道具」という価値でしか見られていない場合が多いのが現状です。たいへんもったいないことです。

そこで、いくつかの床の間の禅語を集めてみました。禅語といっても、必ずしも禅僧の言葉だけを集めてはいません。なぜならば、禅の心というのは、全てのものに真実を見ていくからです。見る者にその心があれば、全てのものが真理であり、全てのものが私たちの先生であり、完成されたものである。そう受け取っていくのが、禅の心です。ですから、そういう心で色々文章を読みますと、それが禅語録にもなっていくわけです。

日本でもよく知られている、中国の蘇東坡や李白や杜甫というような詩人たちの言葉も、立派な禅の言葉になります。中国の禅僧は盛んに当時の詩人の言葉を自分の禅的境地を表現するのに引用しています。ひとたび禅者によって禅的照射されますと、その言句はもとの作者の意を超えて、新たな息吹をもってはたらき出します。

そういう意味からすると、今日、巷に隠れている色々な言葉も、よく噛み締めて受けとるならば、すべてが禅の言葉になると思うのです。要は、私たちがそういう心を持つことが肝要なのです。

このような文章を読み、

溪声便是広長舌 溪声便ち是れ広長舌

谷川のせせらぎの音、これすなわち仏の
途切れることない親切なご説法である。

山色豈非清浄身 山色豈に清浄身に非ざらんや

山の青々とした緑の色、その姿、これすな
わち仏のお姿に他ならないではないか。

峰の色 谷の響きも みなながら、わが釈迦牟尼の声と姿と道元禅師もうたっておられますが、山の緑の色も、谷川のさらさらと響く音も、みんなお釈迦さまの声と姿であると受けとる眼と耳ができれば良いのですが……。

この溪声山色の説法を、これからどういうふう
に説いて人にお聞かせしたものでしょうか。この説法だけは筆舌で人に伝えることはできない、と感激の心境をうたったのです。

のちに、洞山良价禅師もこれと同じ話に取り組んで悟りを開かれましたが、その時の投機の偈がこれです。

也太奇 也太奇 無情説法不思議

若し耳を將って聴かば終に会し難し

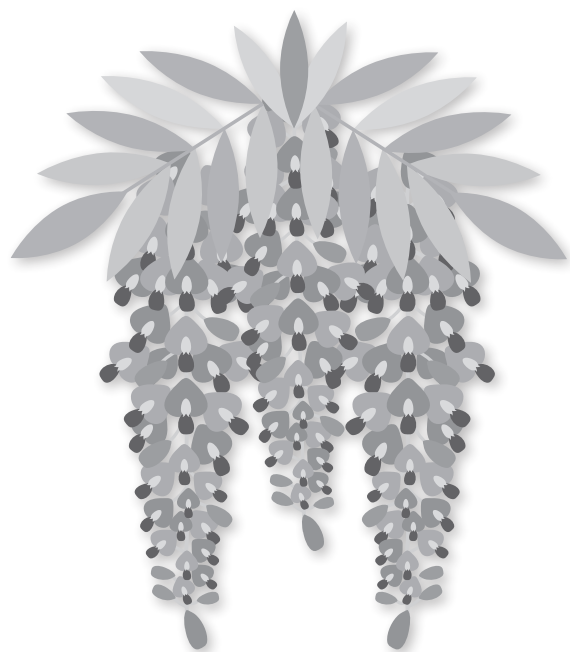
眼処に聞く時まさに知るべし

洞山が出家した頃、般若心経を読んで「無眼耳鼻舌身意」とあるのを見て、自分の顔をなで、「どうしてないというのか」と疑問をもったということです。口や耳は父母が生みつけてくれただけのも

のではなかった。眼で声を聞くとき、無常説法は聞こえるのです。

素晴らしい、すばらしい。木や石が仏の教えを説いている。思いも及ばぬところだ。しかし、この説法を耳で聞こうとするならば聞くことはできない。眼に声が聞こえて、すなわち全身を目にし、全身を耳にしてはじめて、その説法がわかるのだ。という歓喜の言葉です。

泰然自若とした雄大な山を眼で見て、無心に山と一体になるとき、山の声を聞く。そうなるなら、すべての無常の音が聞こえてくるのでしょうか。



相談所だより



税務相談員

坂上 洋子

昭和支部の皆様こんにちは。昭和支部税務相談所相談員の坂上です。

平成29年4月より相談員を担当し、この4月に2期目を迎えます。

初年度の緊張や不安は相当なもので最初の相談日前夜はなかなか寝つけませんでした。その最初の相談者の方は「夫唱婦随」ならぬ「婦唱夫随」で毎回仲良く来所される穏やかな年配のご夫婦でした。実はこの相談者の方には後に大変ご迷惑をおかけすることになってしまいました。

2月末の申告書作成の際のことです。日頃会計ソフトにきちんと入力していただいているのでスムーズに進むだろうと思いきや決算仕訳を入力し青色決算書を作成する段になってその操作方法がわからないのです。以前来所された際に前もって操作方法を確認しておくべきだったと後悔しても時すでに遅し。次の方も待っておられるし、脂汗を流しながらあたふたしていたら「後日出直しますよ」といつも同様穏やかに帰られました。遠いところ再三ご足労いただき本当に申し訳なかったです。

2年目は会計ソフトの操作も習得し時間内に申告を終えることができましたが、あの時のことを思い出すと今でも身がすくみます。

年末調整と確定申告の時期に2回だけ来所される相談者の方はご主人と夜間に飲食業をされている消費税課税事業者です。度々「最近病気がちで」とこぼされ、聞けばお二人とも後期高齢者とのこと。それで一千万からの売上をあげるのには相当お身体を酷使しているのではないかと心配になります。「お客さんが来てくれるうちは」と笑ってらっしゃいましたが、どうかあまり無理なさらずと思わずにはられません。

経費にできるものはできるだけ計上して節税をするというのが納税者の一般的な考え方だと思いますが、そうではない相談者の方もいらっしゃいます。

初顔合わせの際「他に領収書とかはありませんか」と

尋ねたら「支出はあるけど領収書はとってない」とのことでした。理由を尋ねると「少しばかりの節税のためにちまちま領収書を集めて集計するのが面倒。そんなことのために時間を使いたくない」とけんもほろろの返事でした。

その気持ちはわからなくもない思いながらも何だかこちらも意地になってしまい「じゃあ社会保険とか生命保険の控除証明書はないですか。それなら送られてきたらそのまま持ってくるだけでいいから」と言いました。

果たせる哉、次の来所時には「これ届いたから持ってきたよ」と笑いながら控除証明書を渡してくれました。

2年目の記帳指導対象者は若い女性美容師の方でした。過去の申告書を見て一瞬呆然としました。一応手書きの決算書らしきものは作成してありましたが仕入以外の経費は雑費のみ。どう見てもやっつけ仕事にし見えません。

若いし会計ソフトにも抵抗ないかもと導入を勧めましたがパソコンがないとのこと。それならばと手書きの元帳作成を提案し、複式簿記の仕組みや帳簿書類の保存等について説明した上で取り組んでもらいました。とても素直な方でこちらが指導したことは忠実に実行していただきました。

その甲斐あって無事申告を終えることができ「次回からは一人で申告できるよう頑張ります」と心強い言葉も聞きました。今後本業の美容師同様、記帳の方も頑張ってもらいたいと応援しています。

唐突ですが、2020年分から電子申告と書面提出で青色申告特別控除額に10万円の差が出ます。これを機に今まで書面提出されていた相談者の方（前述の一番目・二番目の方）に電子申告への変更を勧めたのですが、お二方とも承諾いただけませんでした。それどころか「もう年だしそうなる前に仕事やめようかな」と言われてしまいました。

効率や利便性の面では確かに電子申告は優れています。しかし一部の納税者の方にとっては申告書を作成し、税務署の窓口で並んで収受印をもらうという一連の行為は周りが思う以上に大きな意味があるのかもと考えさせられました。

とりとめない文章を書き連ねてしまい、申し訳ありません。最後に、今後もこれまでの経験と反省を活かし相談所業務に励みたいと思います。ありがとうございました。

職人技にも近い広報部の会務にも少しずつ慣れてきたところでしたが今期限りとなりました。心もとない仕事振りのわたしでしたがお世話になりました。広報部の皆様、また、ご多忙にもかかわらず原稿をお寄せ頂きました会員の皆様初め関係者の方々のご協力にこの場をお借りし感謝申し上げます。ありがとうございました。

(伊藤 彰浩)

広報部員に任命されて早2年が過ぎようとしています。支部報に載せる皆さんからの原稿をチェックさせていただいていると、つい原稿の内容に引き込まれて読み込んでしまっていることがありました。肝心の文書校正していなかったかもしれません。こんな私でしたが、2年間お世話になり、ありがとうございました。

(石田 幹治)

2年間ありがとうございました。今回は記念誌の発行に携わることができ、とても貴重な経験をさせて頂いたことにただ感謝です。また確定申告の忙しい時期にも関わらず校正作業のために集まれた先生方のチームワークに感動しました。皆様お疲れさまでした。

(大西 恒)

最後の広報誌が新元号最初の日付での発行となったことは、めぐり合わせの妙でしょうか。非常に至らないことも多く、皆様におんぶに抱っここの2年間だったのではないかと思います。どうか任期を終えることができそうです。ありがとうございました。

(小林 正俊)

編集後記

2年間
ありがとうございました



何年か前、税理士登録をして初めて部員として参加させていただいたのが、広報部でした。今回、広報部員として支部広報誌と記念誌編集発刊に携わらせていただいて、よい経験ができました。ありがとうございました。また、寄稿していただきました会員先生方ありがとうございました。

(梅本 由美子)

今期初めて会務に参加させていただきました。

広報部会では毎回編集後記の担当者を押し付け合うのが恒例でしたが、それももう終わりかと思うと少し寂しさを感じます。校正作業を経験するうちに、私自身も言い回しや言葉遣いに気を遣うようになったような気がします。

お忙しいところ原稿をお寄せ下さった皆様、ご協力ありがとうございました。

(田邊 聡)

2年ぶり4回目の広報部を担当させていただきました。何とか無事に(???)任期を終えることが出来ました。

これも無理な原稿依頼に答えていただいた会員先生方のおかげと感謝しております。

2年間本当にありがとうございました。

(三品 智)

今回の広報部は、例年通り広報誌を作っていればよいというわけではなく、昭和支部60周年の記念誌の作成にも携わることとなりました。紆余曲折ありながら、広報誌と記念誌を無事に発行することができてよかったです。色々ありましたが、2年間ありがとうございました。

(赤堀 智信)

副支部長や部長に頼りきりでしたが、なんとか部員として2年の任期が終了しました。その間、支部創立60周年記念誌の発刊にも携わることができ、貴重な経験を積むことができました。皆様ありがとうございました。

(橋本 彰史)

【4月の月例集会】

平成31年4月12日(金) 13時30分より
瑞穂文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

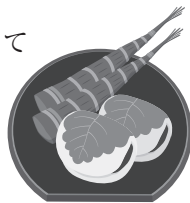
1. e-Tax(国税電子申告・納税システム)に関するアンケート
2. 平成30年分確定申告における口座振替日
3. 所得税及び消費税の申告状況
4. 「確定申告期における無料税務相談所」及び「住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会」の実施結果
5. 国税手続きの簡素化に向けた取組
6. 改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた

(支部より連絡事項)

税対部：無料相談について

研修部：今後の研修会について

総務部：今後の予定



支部からのお知らせ

・第61回昭和支部定期総会のご案内

日 時：令和元年5月17日(金)
15時00分より

場 所：名古屋観光ホテル
名古屋市中区錦一丁目19-30
地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見」
下車10番出口より徒歩2分

・6月月例集会及び研修会のご案内

日 時：令和元年6月18日(火)

場 所：昭和 cultura 小劇場
(地下鉄川名下車 徒歩2分)

月例集会：13時30分より

研 修 会：14時30分より

「令和元年度税制改正について」

講 師：名古屋税理士会 調査研究部
長尾 幸展 氏

【昭和支部 幹事会】

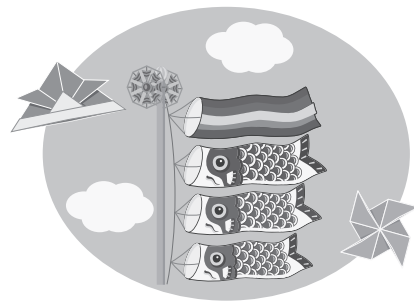
平成31年4月19日(金) 17時00分より
名古屋観光ホテル

(審議事項)

1. 委員会廃止について
2. 名古屋税理士会昭和支部特定個人情報等の取り扱いに関する細則の一部改正について
3. 第61回支部定期総会招集について
4. 総会に付議する議案について

(その他の事項)

1. 令和元年度昭和支部予定表について
2. 支部旅行について



昭和支部 60周年だより Final

周年記念事業実行委員会

支部創立60周年記念事業を終えて

周年記念事業実行委員長 岡部豊生

平成30年5月15日、名古屋観光ホテルにて記念式典・記念祝賀パーティを開催し、会員の皆様と共に60周年を祝うことができました。60周年記念行事としては、6月に2泊3日の「世界自然遺産知床を満喫!道東大自然紀行」、7月にジャーナリスト池上彰氏による記念講演、10月に日帰り旅行「松茸・飛騨牛食べ放題&お土産満載恵那峡クルーズ」、11月にブルーノートにて「綾戸智恵JAZZ Live」を開催し、多くの会員の皆様方にご参加いただきました。また、麻雀・ボウリング・ゴルフの各同好会による記念大会も盛大に開催していただきました。

3月に記念誌を発刊するとともに、「未来を切り開く」という意味を込め、真田幸村の名刀に税理士の紋章を施したペーパーナイフを贈呈させていただきました。すべての記念事業を滞りなく終了することができました。会員皆様さまのご協力に心より感謝申し上げます。